

京都市上下水道局水道施設整備費国庫補助事業に係る事前評価第三者委員会規程を公布する。

平成25年11月15日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 水田 雅博

京都市上下水道局管理規程第11号

京都市上下水道局水道施設整備費国庫補助事業に係る事前評価第三者委員会規程
(趣旨)

第1条 この規程は、京都市執行機関の附属機関の設置等に関する条例第8条及び京都市附属機関に関する事務の委任に関する規則第2条の規定に基づき、京都市上下水道局水道施設整備費国庫補助事業に係る事前評価第三者委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員長及び副委員長)

第2条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長が指名する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(委員会の招集及び議事)

第3条 委員会は、委員長が招集する。ただし、委員長及びその職務を代理する者が存在しないときの委員会は、管理者が招集する。

- 2 委員長は、会議の議長となる。
- 3 委員会は、委員の2分の1以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 4 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、意見の陳述、説明その他の必要な協力を求めることができる。

(会議の公開)

第4条 会議は、公開とする。ただし、委員長が必要と認める場合は、非公開とすることができる。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、水道施設整備費に係る国庫補助事業を実施する課において行う。

(その他)

第6条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行の際、現に従前の委員会に相当する合議体の委員長である者は、この規程の施行日に委員会の長として定められたものとみなす。

(上下水道局水道部管理課)